

相続登記の申請義務化の施行に向けたマスタープラン（概要）

所有者不明土地の発生予防を目指す「相続登記の申請義務化」の施行まで残り1年となり、新制度の開始に向けた環境整備策や予定している運用上の取扱い等を明らかにし、国民に新制度の十分な理解と適切な対応を促すことを目的とするもの。

＜相続登記の申請義務化（令和3年不動産登記法改正で規定された新しいルール）の内容【令和6年4月1日施行】＞

- 相続で不動産を取得した相続人に対し、取得を知った日から3年以内に、相続登記の申請を義務付ける。**正当な理由がないのに**その申請を怠ったときは、**10万円以下の過料の適用対象**。施行日前の相続でも、未登記であれば、義務化の対象（猶予期間あり）。
- 相続人が申請義務を簡易に履行できるよう、負担の軽い新たな手続（**相続人申告登記**）を創設する。

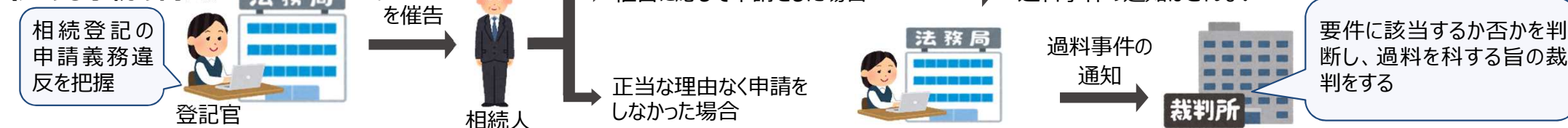
相続登記の申請義務化に向けて進める環境整備

- 相続登記が放置されやすい**価額100万円以下の土地に係る相続登記等**について、**登録免許税の免税措置**を実施中（令和4年4月1日～令和7年3月31日）
- 利用者目線で**相続登記の申請手続や必要な資料等を案内する冊子（「登記手続ハンドブック」）**を法務局ホームページで公開
- 全国の法務局で、電話・ウェブ会議・対面による**相続登記の手続案内の実施**や、専門資格者団体と連携した相談先情報の提供
- **相続人申告登記の申出手続**は、相続人本人も申出が可能となるよう、**相続登記の申請手続と比較して、簡略化したものとする**。
・書面による方法に加え、負担の軽いオンラインによる方法を認める。単純な相続の事案では、ウェブ上で申出を完結することができるものにしていく。
・申出に必要となる添付情報として、戸籍関係を必要とする範囲を限定する。提供の負担を軽減する方策（添付省略等）の導入も、併せて検討していく。

申請義務化の運用方針の決定

- 国民の自発的登記申請を促しつつ、法務局における運用の透明性・公平性を十分に確保する。省令・通達を早期に定めて公表予定
- 登記官が申請義務違反の事実を把握しても、**直ちに裁判所への通知（過料通知）は行わず、あらかじめ申請義務を負う者に催告を実施**する。催告に応じて相続登記を申請した場合は、過料通知は行わない。

（定める手続の内容）



- 「**正当な理由**」が認められる**類型**を明示。これらに該当しない場合でも、登記官が**個別事情を丁寧に確認して、判断する**。
①相続人が極めて多数に上る場合 ②遺言の有効性等が争われる場合 ③重病等である場合 ④DV被害者等である場合 ⑤経済的に困窮している場合

相続登記の申請義務化に向けた周知・広報

- 住民に身近な**自治体、専門資格者団体、福祉・経済団体等と連携し、一段ときめ細やかな幅広い周知・広報を、政府を挙げて実施**